

東京都子供・子育て会議（第9回）  
計画策定・推進部会（第13回）  
合同会議

平成29年8月9日（水曜日）

東京都庁第一本庁舎 北側42階 特別会議室A

開 会

午後 3 時 3 0 分

子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第 9 回東京都子供・子育て会議 第 1 3 回計画策定・推進部会」を開催いたします。

本日は、皆様お忙しいところ、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本部会の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の園尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着席させていただきます。

それでは、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目に、配付資料の一覧を記載してございます。資料 1 から 5 までの資料と、参考資料 1 から 5 までを御用意しております。資料の不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。また、会議の途中でも御連絡いただければお届けさせていただきます。

続きまして、資料 1 によりまして会議委員の御紹介をさせていただきます。

東京都国立幼稚園・こども園長会、田代委員にかわり、桶田委員に御就任いただいております。

桶田委員 よろしく申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 東京都社会福祉協議会保育部会、柘澤委員にかわり、城所委員に御就任いただいております。

城所委員 よろしく申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 東京商工会議所、福田委員にかわり、杉崎委員に御就任いただいておりますが、本日は所用により御欠席でございます。

東京都小学校 P T A 協議会、小野関委員にかわり、吉岡委員に御就任いただいております。

吉岡委員 どうぞよろしくお願いいたします。

子供・子育て計画担当課長 三鷹市の宮崎部長にかわり、齊藤部長に専門委員に御就任いただいております。

齊藤委員 よろしく申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 都民公募の東谷久美委員ですが、4 月 3 0 日に御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

本日の出欠状況ですが、安念委員、河邊委員、正木委員に置かれましても所用により御欠席でございます。

少々遅れていらっしゃる委員がおりますが、全体会議委員 2 8 名中 2 4 名の方に本

日御出席とお返事をいただいておりますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿をご覧ください。人事異動によりまして、幹事として新しく着任した者を御紹介いたします。

本会議の幹事長を務めます福祉保健局少子社会対策部長、松山でございます。  
少子対策部長 よろしく願いたいいたします。

子供・子育て計画担当課長 本会議の幹事を務めます、生活文化局私学部長の金子でございます。

生活文化局私学部長 金子です。よろしく願いたいいたします。

子供・子育て計画担当課長 同じく幹事を務めます、福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長の加藤でございます。

子供・子育て施策推進担当部長 どうぞよろしく願いたいいたします。

子供・子育て計画担当課長 同じく幹事を務めます、生活文化局総務部長の鳥田につきましては、所用のため欠席させていただいております。

同じく幹事を務めます、教育庁教育政策担当部長の古川でございます。

教育庁教育政策担当部長 古川でございます。よろしく願いたいいたします。

子供・子育て計画担当課長 書記、関係者につきましては、資料2の事務局名簿の配付をもちまして紹介とさせていただきます。

本会議は公開で行いますため、本日も傍聴の方がおられますこと、それから配付資料、議事録につきましては後日ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、この後の議事進行は柏女会長にお願いしたいと思っております。よろしく願います。

柏女会長 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。本当に暑いところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

今年一番の暑さではないかと思っておりますけれども、皆様方にはどうぞお体、お大事になさってください。

今ほど、東谷委員が御逝去されたというお話を伺いました。謹んで哀悼の意を表したいと思っております。皆様方も、どうぞお気をつけください。

それでは、今日は検討事項が1つです。「東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて」ということです。

それが1つの議題ですけれども、幾つか参考資料等で報告がございます。検討の時間を後半でしっかり取りたいと思っておりますので、最初に事務局とも相談をいたしまして、参考資料のほうの御説明をいただいて、そして幾つか御意見、あるいは御質問等があれば伺わせていただいて、検討事項のほうに移っていきたいと思っております。

それでは、まず最初に子供の生活実態調査、都内の保育サービスの状況、東京都地域福祉支援計画、これについて事務局のほうから御報告をいただき、まずこれらについて

質疑応答の時間を設けていきたいと思えます。

それでは、御報告をよろしくお願ひいたします。

計画課長 それでは、まず「子供の生活実態調査」についてでございます。参考資料2でございます。

ちょっとかさばる資料で恐縮でございますが、まず1枚目のところ、これは本来1ページのものが2ページ分重なっておりまして、ちょっと字が小さいので見にくくて恐縮なのですが、よろしくお願ひいたします。

子供の生活実態調査につきましては、昨年、28年8月5日から1カ月かけまして都内4自治体、約2万世帯を対象に行っております。首都大学東京の阿部彩先生と連携をいたしまして、生活実態調査の中で特に子供の貧困対策に資するようなデータの収集となっております。

恐縮でございますが、ページ数で言いますと小さいページの48ページ、かなり真ん中のほうになるのですが、47、48ページのところをご覧いただきたいと思えます。

まず、この調査の特徴でございます。この調査は、生活困難層を浮き彫りにするというのが一つの目的でございます。左のところに生活困難層をどのようにして捉えるのかという考え方が載っております。

3つの要素がございまして、は低所得、文字どおり所得で見る。もう一つは、四角のところでの「家計の逼迫」という要素がございまして、これはライフラインがとまったなど、そういった要素も見ていこうというものでございます。それから、のところがこの調査の特徴でございますけれども、「子供の体験や所有物の欠如」ということで、通常、子供が体験するであろう、あるいは持っているものを、経済的な理由で持っていないところを聞いていこうというものです。この3つの要素を組み合わせると、生活困難層を浮き彫りにするというものでございます。

先ほど2万世帯と申しましたが、子供自身に聞いており、また親にも聞いております。子供の声を直接聞くという貴重な機会にもなっております。

その結果、この生活困難層もさらに2つに分けてございます。左側の下のほうで円図も載っておりますが、この3つのうち2つ以上の要素に該当した場合は困窮層ということでかなりお困りの世帯、それから1つの場合は周辺層ということで、この困窮層と周辺層をあわせて生活困難層という捉え方でございます。

右の上のほうにいきまして、ではどれぐらいの層の方がこれに該当するのかということで、これは区分として小学校5年生、中学2年生、16歳～17歳ということで、3つの区分の子供とその世帯に聞いておりまして、大体生活困難層としては20%から24%となっております。タイプもひとり親とかまで聞いておりますが、こういった生活困難層を浮き彫りにしてクロス集計をかけていろいろ聞いているというのが特徴でございます。

これが1つと、あとはこの後ろについているのですが、さらにこれに先んじて2, 0

00世帯を対象に15歳から23歳の若者にも聞いている調査も行っております。

今日は、時間の関係もありまして、この2万世帯のほうの調査を簡単に振り返ってみたいと思います。

それでは、1ページのほうにお戻りいただきまして、まずこの小さい2ページのところでございますけれども、右のほうに「生活困窮の状況」ということです。ここに四角で囲んでトレンドをコメントさせていただいておりますが、「家計の状況」といたしましては、まずは「金銭的な理由から、食料や衣類の購入、公共料金の支払いができなかった場合は、困窮層に多い」、これは当たり前の状況ですが、そういったことが改めてわかったというところでございます。

それから、ページをおめぐりいただきまして小さい4ページのほうですね。右側の4ページのところで「子供の学び」なども聞いておりますが、学校の「授業の理解度」なども聞いております。真ん中のところですが、授業がわからないと感じる子供、こういったことも聞いておりまして、これもクロス集計すると貧困層の子のほうにわからないと感じる子供が多いというような結果も出ております。

それから、ページは移りまして小さい5ページのほうでございますけれども、その上のほうでは「学校外での学習状況」ということで、「学習塾に通っている子供は、一般層に比べて困窮層に少ない」というような状況も浮き彫りになっております。

小さい6ページ、左側のほうにいきまして「子供の生活・友人関係」なども聞いておりまして、クラブ活動に参加する子供は困窮層に少ないというようなところが出ております。

それから、この小さい6ページの下のところ「居場所事業等への利用意向」、私も子供の居場所創設事業などもやっておりますが、子ども食堂ですとか、そういったものも注目されておりますけれども、これの利用意向なども聞いておりまして、利用意向は年齢層が高いほど関心が高く、一般層に比べて困窮層で高いというような結果も出ております。

次のページにいきまして、小さい7ページの真ん中よりちょっと上のところ、「「夕ごはんをみんなで食べることができる場所」への利用意向」などを聞いておりまして、この辺も困窮層ほど利用してみたい、興味を持っているというような数値が高くなっております。

それから、「子供の健康と自己肯定感」なども聞いておりまして、この右の小さい8ページのところでございますが、真ん中よりちょっと上の「自己肯定感」、一般層に比べて困窮層の子供は孤独を感じる割合が高く、主観的幸福度が低い傾向にあるというようなこともわかっております。

次のページにいきまして、小さい9ページで「保護者の状況」を聞いております。「保護者の就労状況」ですが、困窮層の保護者は正規職員が少ない、ある意味では当たり前のところでございますけれども、そこがわかっている。

それから、真ん中よりちょっと下のところで「保護者の健康状況と精神的ストレス」でございますけれども、困窮層の保護者は主観的健康状態が悪く、抗うつ傾向にある割合が高いというようなこともわかっております。

小さい10ページ、右側のところでございますが、「相談相手」のところも聞いております。保護者の約1割は、困ったときに相談する相手がおらず、この割合は困窮層ほど高いという結果でございます。改めて困窮層の方が孤立している状況がわかっておりまして、この辺は支援が必要と感じているところでございます。

次のページにいきまして、小さい11ページでございますが、「情報の受け取り方法」でございます。ここは、上の箱にいきますと、子供に関する施策の情報の受け取りは「学校からのお便り」が多いということでございまして、この支援関係の情報をどうやってお届けするかというようなところは、一つの学校というところがキーになるのかなと感じております。

それから、保護者の関心が最も高い支援サービスは「学校が実施する補講」などもわかっております。

あとは、ここが一番の肝なのですが、この箱の下に「支援サービスの利用状況・認知状況」という項目がございまして、「子ども食堂」「フードバンク」などの食事支援サービスについて改めて聞いたところ、知らないために利用されていない割合というのが高く、小学校5年生、中学校2年生、それぞれ4割となっていて、この困窮層は一般層に比べて各支援サービスについて非認知による不利用率が高いという傾向にある。知らないがために利用していない率が、困窮層ほど高いというような結果があります。

これを捉えまして、私どもといたしましては、今年度から専任職員を配置してこういった支援を必要とする御家庭をしっかりと必要な支援につなげる取り組みを区市町村がしていただいた場合に支援をするというような新規事業も立ち上げておりまして、これはいろいろ貴重なデータでございますので、各分野でこれからも施策の充実につなげていきたいと思っております。

生活実態調査については、以上でございます。それで、配布資料では白黒でデータが見にくいのですが、ホームページのほうではカラー刷りで見やすく載っておりますので、是非そちらのほうも御参照いただければと思います。

実態調査は、以上でございます。

保育支援課長 続きます。都内の保育サービスの状況についてです。私、保育支援課長の柳橋でございます。よろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

参考3の資料をお願いいたします。去る7月24日に、こちらの内容について東京都からプレスリリース、公表をさせていただいております。

まず、上から2段落目でございますが、本年4月1日現在の保育サービス利用児童数は、過去最大となります1万6,003人昨年度よりもふえまして、27万7,708人となりました。この増加数については、その下の四角囲みの中にもございます。1万

6,003人増で、昨年の増加人数が1万4,192人でしたので約2,000人ほど増加数が拡大しているという状況でございます。

それから、その下にございますが、「保育所等利用待機児童数」でございます。こちらは8,586人ということで、昨年度に比べますと120名の増加となっております。

ただし、本年4月1日の待機児童の取り扱いについては、国から取り扱いの見直しということが示されてございまして、今年度に限っては従来のご取り扱いも可とするということで様々な数え方が併存している状況がございましたので、今年度に関しては各区市町村に御協力いただきまして、仮に昨年度と同じ数え方であったとすれば待機児童数は何名だったかというような調査を都独自で行わせていただいております。

その結果で申しますと、待機児童数は7,693人ということで、昨年度に比べますと773名の減少と認識しているところでございます。

それから、その下の囲みになりますが、「区市町村別の状況」です。主なところで申し上げますと、まず一番上、「保育サービス利用児童数の増加が大きい区市町村」ということでございます。一番多いのが世田谷区の1,328名の増加、それから杉並区、練馬区と続いてございます。この3区については、昨年度も増加が大きい区市町村のトップ3でございました。そこは変わってございません。ただ、いずれの区も増加人数がさらに拡大しているという状況でございます。

それから、「待機児童数が多い区市町村」で申し上げますと、世田谷区、目黒区、大田区となっております。そのほかは、後ほどお目通しいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして裏面になりますが、「表1 保育サービス利用児童数の状況」です。先ほど申し上げた27万7,000人余の保育サービスの利用児童数の内訳になってございます。平成23年から時系列でお示ししております、一番下のところが平成29年4月の数字になってございます。認可保育所で申し上げますと、23万9,709人のお子さんが利用している、在籍しているという状況でございます。

対象となる保育サービスの合計が27万7,708名ということで、就学前の児童人口に対する割合ですと43.4%ということで、昨年初めて40%を超えたわけですが、さらに2.3ポイント上昇して過去最大の利用率という状況になってございます。

それから左下、「表2 保育所等の設置状況」ですが、認可と認証の施設、定員数の推移をお示ししています。認可保育所で申し上げますと、昨年度よりも216か所、認可保育所がふえているという状況が見てとれるかと思えます。

一方で、認証については33のマイナスとなっております。新設もありますが、一方で認可ですとか小規模への移行があるということもございまして、施設数は減っているという状況でございます。

それから右側、表3にいただまして、「保育所等利用待機児童数の状況」です。

(1)が、待機児童数の推移でございます。こちらの特徴的なところとしては、0、1、2歳の合計で96%ぐらいになってございます。この傾向は去年も一緒ですが、比較的高学年の年齢の待機児童が減ってきている一方で、今年度であれば0歳ですとか、あるいは1歳が高どまりしているような状況があるので、相対的に低年齢児の待機児童の割合がふえているという状況でございます。

それからその下、(2)は利用申込率の推移です。こちらも、就学前児童人口に対して申込者数も増えていって、利用申込率で申し上げますと44%ということで、昨年度よりもさらに増えているという状況でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして裏面で「表4 区市町村別の状況」です。先ほど代表的なところは申し上げましたけれども、各区市町村別にご覧いただけるようになっておりますが、傾向として区部に関しては依然として保育サービスの利用率も伸びていて、児童人口も増加傾向にあるところが多いという特徴がございます。

左側の就学前児童人口比率というところでご覧いただくと、23区のうち豊島区、北区、荒川区、葛飾区の4区では保育サービス利用児童数の割合が50%を超えている状況となっております。昨年は荒川区だけでしたので、そこが3区、一気に増えたという状況でございます。

一方、市部のほうに目を向けていただくと、就学前の児童人口が「 」が立っているところが増えてきている状況でございます。その分、保育サービスの利用児童数の割合は高まっている場合もございますけれども、市部でも区部寄りの市ですと待機児童が増えているところもあります。相対的に見ますと割と人口が減っているという状況がございます。

それから、先ほど申し上げましたが、仮に昨年度の定義で今年4月1日現在の待機児童数を数えていただいたらという調査を参考1として区市町村別にお示ししてございます。

それから参考2、最後になりますけれども、今回、国の待機児童の取り扱い方法は様々変わってございます。そのうち、主なものとして育児休業の取り扱いについて各区市町村の状況を調査したものをお示ししています。

今回から、育児休業延長者の取り扱いを変更された自治体というのが18自治体ございました。変更されていない自治体は44自治体あって、変更した自治体の中にも全ての育休延長者を待機児童に含めるようにしたところ、あるいは一部の育休延長者を待機児童に含めるようにしたところ、それから44自治体のほうも従前から待機児童に育休延長者を全て含めていたとか、あるいは一部の育休延長者を待機児童に含めるようにしていたとか、様々な状況がございます。

来年度に関しては、育休延長者は復業復職の意向などを確認した上で数えていく、というのが国の趣旨でございますので、基本的には一部の育休延長者を待機児童に含めるか、あるいは全ての育休延長者を待機児童に含めるという取り扱いに統一されていくも

のというふうに理解してございます。私からの説明は、以上です。

企画担当部長 お世話になっております。企画担当部長の奈良部でございます。私のほうからは、参考資料4「東京都地域福祉支援計画の策定について」、御説明させていただきます。着席させていただきます。失礼いたします。

地域福祉支援計画ですけれども、こちらは社会福祉法に基づく計画で、区市町村が策定する地域福祉計画を支援するために策定するものでございます。これまで策定が任意でございまして、東京都では平成12年に福祉改革推進プラン、平成18年には福祉健康都市東京ビジョンなど、福祉分野全般にかかわるプランというのを策定しておりましたので、特にこの計画については策定しておりませんでした。

それが、2のほうをご覧くださいますと、社会福祉法が改正になりまして、この策定が努力義務化されたところでございます。また、今年度は福祉分野の各法定計画の改定、あるいは見直しの時期になるということもありまして、福祉分野の各施策を分野横断的に展開するということがありますので、今回これを機に都としても支援計画のほうを策定することにいたしました。

2ページ目をご覧ください。「記載事項」といたしましては、「分野横断的事項」として人材の確保ですとかサービスの質の向上、また「地域福祉の推進」として生活困窮者自立支援等についても記載していくことを考えております。こちらは先ほど申し上げましたけれども、今年度、子供・子育て支援総合計画につきましては改定の時期にあること、あとは高齢者の保健福祉計画や障害者計画・障害福祉計画についても今、見直しとか策定の作業に各分野のほうで入っております。こちらとの各計画の整合をとりながら、地域福祉支援計画を今、策定していこうと考えております。

下記スケジュールをご覧くださいますと、ちょっと御説明のほうが遅れて申しわけなかったのですが、こちらにつきましては既に6月に策定委員会を立ち上げまして、先月までに2回開催しております。

策定委員会につきましては3ページに委員名簿がございますけれども、学識経験者とか、あとは区市町村の代表の方、社会福祉協議会の方々に御参加いただいております。

また、各計画、福祉分野の計画との整合をとるために、それぞれの所管部署の職員のほうにも幹事として参加しているような形になっております。

現在ですけれども、区市町村で福祉計画を策定しているところが52ございます。

ただ、今回の法改正を踏まえまして、ほとんどの区市町村が計画の改定ですとか次期計画の策定を検討しているというふうに伺っております。今後、区市長村のほうに代表的なところで20程度ヒアリングを行いまして、さらに計画に盛り込む事項等を絞り込んでいくということを考えております。

中間のまとめ等でございますので、その間に適宜、各計画策定の委員会のほうにも情報提供していきたいと考えております。

私からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

柏女会長 以上ですね。それでは、参考資料2、3、4に基づいて事務局のほうから御説明がありましたけれども、内容について何か御質問、あるいは御意見等がございます方がいらっしゃれば挙手をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、川下委員、お願いします。

川下委員 民間保育園協会の川下です。「都内の保育サービスの状況について」というところで、実は2ページ目の表1と表2のところなのですが、私ども認可保育所なので認可保育所だけを見てちょっとお話をさせていただきます。

実は、実際に表1のほうで利用児童数というのが29年4月で23万9,709名となっております。それで、下の定員というのが24万7,105ということで、定員まで利用者がいないというふうにはここでは読み取れるんですね。7,400人ほどが定員としては空いている。また、施設整備のほうも1万6,771名の整備を増やししながら1万4,000人ほどが実際には増えたということで、せっかく整備をしても2,400人ほどがやはり空いているというような状況があると思うんです。

私たちの実感としては、やはり東京都でも地域によっては定員が空いているところがあるのか。つまり、地域的な偏在と、あとはまさにお話があったような年齢層の偏りというのが考えられるかと思っています。

それで、例えば年齢層の偏りということになると、大きいクラスの空いているところに何か小さなクラスの子供を受け入れられるような政策等を考えていただけることもいいのか。つまり、やはり0歳とか1歳というのを受け入れるには相当内装というか、部屋の中を変えていかないと難しいかと思うので、その辺も少し考えていただけると、単純に保育所を増やすだけではなくて定員の適正化のようなことも考えていただけるといいのかなと思いました。意見ということで。

柏女会長 ありがとうございます。御質問ももしあれば、このディスカッションの最後のところで事務局のほうからお答えいただこうと思っています。何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。では、今の川下委員の御意見については御意見として受けておいていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。3つの報告がありましたけれども、いずれも子供・子育ての計画に反映させていかなければいけないところがあるかと思しますので、今の報告のことも参考にしながら後半の検討事項のところでは御意見を賜れば幸いです。

それでは、次に議題2、検討事項に入っていきたいと思います。「東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて」ということになります。一括して御説明をまずはいただいてということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

子供・子育て計画担当課長 それでは、総合計画の中間の見直しについて御説明をさせ

ていただきます。

中間の見直しにつきましては、平成26年に告示された国の基本指針の中で計画期間の中間年を目安として必要な場合に見直しを行うこととされておりました。都内区市町村においても、多くの区市がそれぞれの子供・子育て支援事業計画の見直しを検討中でございます。

また、東京都におきましても、昨年末に「2020年に向けた実行プラン」を策定し、目標の実現に取り組んでいるところでございます。

今回、東京都としましては基本指針に基づき、計画策定以降に生じた国の状況などを踏まえ、区市町村の教育保育の量の見込みの見直しに対応するほか、東京都の目標数値の更新、また子供の貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にする見直しを行いたいと考えております。

「2020年に向けた実行プラン」を参考1としまして、また国の基本指針につきましては参考5として添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、資料3をご覧ください。計画の中間見直し編集方針(案)となります。資料の左側に、現計画の項目ごとに記載し、中央が項目ごとの編集方針(案)となります。現計画の骨格を生かし、内容を加筆、更新等を行っていく考えでございます。

左側上段、2つ目の「 」、序章となります「計画の策定に当たって」と、「第1章 計画の目指すもの」では、中間の見直しを行ったこと、子供の貧困対策計画としての位置づけを明確にすること等を記載したいと考えております。

第2章は「東京の子供と家庭をめぐる状況」と題しまして、各種のデータを記載しております。この章は、各種データを最新のものに更新したいと考えております。

第3章は、5つの目標を記載してございます。28年度以降の新規事業で、本計画の事業として位置づける事業を増補したいと考えております。

また、後ほど御説明しますが、目標4の1、黒塗りの箇所になりますけれども、子供の貧困対策の推進を新設したいと考えております。

第4章は、人材の確保、資質の向上でございます。計画策定以降の状況を更新します。

第5章は、これまで皆様に御意見をいただきましたアウトカム評価指標の策定等、計画策定以降の状況を更新したいと考えております。

また、目標を掲げている取り組み一覧は、今年度末時点での最新の数値目標に更新したいと考えております。資料編についても、計画策定以降の状況に更新いたします。

おめくりいただきまして、資料4、今後のスケジュールをお示ししております。中間の見直しに当たっては、現委員の皆様のご在任中に2回、御意見を頂戴する機会をいただきたいと考え、本日、第1回目として中間の見直しの全体方針と、子供の貧困対策計画としての位置づけの明確化に関する部分について案を御説明し、御意見を頂戴したいと思います。

次回、第2回は区市町村の中間見直しや東京都の目標数値の更新等について、その時

点での検討の状況を御説明し、御意見を頂戴したいと思います。

第2回目は、11月を予定してございます。見直し版の公表につきましては、年度末を予定しております。

資料5をご覧ください。子供の貧困対策計画としての明確化に関する修正予定箇所を、具体的にこの資料により御説明いたします。

先ほど、資料3の右端に「 」がついている箇所につきまして資料5として御用意しておりますので、必要に応じまして資料3とあわせて御確認いただきますと幸いです。

資料5は現時点での案として作成したものでありまして、今後の予算編成等で状況が変わることがあります。中間見直し版は年度末の時点で可能な限り最新のものとして公表することを考えておりますので、本日ご覧いただく案につきましてもさらに内容を推敲してまいります。

それでは、具体的に御説明いたします。

序章部分の中の計画の趣旨でございます。変更箇所には、下線を付しております。

おめくりいただきまして3ページ、最下段の「 」ですけれども、見直しの趣旨や子供の貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にしていることを増補してございます。

右側、4ページに「計画の性格」といたしまして、法律に基づく都道府県計画であること、実行プランとの整合性を図っていることなどを増補してございます。

それでは、3枚ほどおめくりいただきまして、14ページをご覧ください。第1章の部分になります。「計画の基本的な考え方」の部分でございまして、最下段の「 」に、法に基づく貧困計画としての位置づけを明確にし、子供・子育て支援の取り組みを加速していくこと。

おめくりいただきまして、15ページに貧困大綱の概要を記載してございます。

16ページの上段部分にも、法に基づく都道府県計画等を増補してございます。

おめくりいただきまして、124ページ以降は第3章の部分となります。第3章は、5つの目標に対する各種施策を記載している項目で、「目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の1項目目として「子供の貧困対策の推進」を新設したいと考えております。1項目目とするのは、貧困対策が特に支援を必要とする子供や家庭に対する支援として幅広いものであり、冒頭に記載するのが適切と考えたためでございます。

具体的には、おめくりいただきまして126ページに「子供の貧困に対する都の施策」として、横軸に教育を初めとした4つの支援策を記載し、縦軸に生活保護世帯を始めとした世帯等を記載しております。このマトリクス表を用いることによりまして、支援の対象と施策を具体的にイメージできるものと考えております。

次ページ以降は、マトリクス表に記載いたしました「子供の貧困対策の推進」に関す

る事業の一覧でございます。再掲も含めまして、48事業を掲載予定でございます。こちらの内容につきましては、27年度末に設置いたしました庁内関係8局で構成する子供の貧困対策推進連携部会において検討を重ねてきたものです。本計画は子供の貧困対策を計画策定当初から包含しておりましたので、132ページからの事業一覧に再掲が多くなってございますが、先ほど計画課長からも説明がありましたとおり、今年度からの新規事業も含め、整理し直してございます。

2枚おめくりいただきまして179ページ、「6 進捗状況の評価・公表」といたしまして、計画の進捗の公表の状況や評価指標の設定についても増補しております。

おめくりいただきまして、184ページは資料編として「計画の策定体制」の2つ目の「 」に子ども・子育て会議の27年度以降の活動について増補しているところです。

私からの説明は、以上となります。

柏女会長 これで、全部でよろしいですね。

子供・子育て計画担当課長 はい。

柏女会長 それでは、今、事務局のほうから中間見直しについての説明がありました。先ほど説明がありました子供の貧困対策、そこを新しく盛り込んでいくというところが大きな見直しの点ということになるかと思えます。それから、あとは保育等の数値を改めて目標を見直したところを新たに記載していく。

この2点が中心かと思えますが、それだけでなければいけないということはありませんので、皆様方の中からこの点についても加筆すべきではないか、こう修正すべきではないかというような御意見が様々いただくと、この中間見直しを事務局として東京都のほうで進めていく上で大きな参考になるのではないかと思います。

そういう点で、今あった今回の事務局の提案の中での修正点に対する御意見でも結構ですし、それ以外のことで結構ですので、是非たくさんいただければと思います。時間的に今は4時15分ですので、1時間ぐらひは御意見を頂戴できるかと思います。

進め方ですけれども、御意見を御質問も含めてできればたくさんいただければと思います。事務局と一つ一つやりとりをしておりますと、それだけで時間が経ってしまいますので、御意見をたくさんいただいた上でもしも御質問の点があれば、事務局のほうから最後に総括的にお答えをいただくという形にしたいと思えます。

それから、どうしても事務局のほうからの御回答がないと意見が言えないというようなことがあれば、それはそのときに短く事務局のほうから回答していただくという形にさせていただきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

それでは、是非皆様方から御意見を頂戴したいと思えます。御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

出ないのであれば、私からまず最初によろしいですか。

資料5の125ページのところですけれども、「障害児施策の充実」というところがあります。ちょうど今、東京都でも第1期の障害児福祉計画を策定中ではないかと思う

のですが、その結果、例えば数値目標等が出ると思いますし、そこでは出さなければいけないものもあると思いますが、そういうものについてもここに最終的に加筆をしていくということによろしいのでしょうか。これは質問なんですけれども。

子供・子育て計画担当課長 おっしゃるとおり、これから作成する計画と整合性を図って、子供・子育て総合計画の中にも必要な箇所は盛り込んでいく予定でございます。

柏女会長 わかりました。是非、お願いします。ほかに、どうぞ。

では、村上委員をお願いします。

村上委員 連合東京の村上です。まずもって、この会議が日中開催になったこと、いろいろ御苦労いただいたかと思えますけれども、感謝申し上げたいと思います。

3点について、質問等も含めてお話させていただきます。これはNHKのテレビを何度か見てまとめたものなんですけれども、1つは就学前教育の点についてどこで書かれているか、ちょっと存じ上げていないのですが、この中では非認知能力が高まる。これは、やる気とか、協調性とか、忍耐力、そういったことが備わって、アメリカではきちんと実験の結果で、要は貧困の連鎖が断ち切れる。先ほどの調査の中でも勉強する場がないとか、貧困層は進学率が低いとか、いろいろなデータがあったかと思えますけれども、それらの貧困の連鎖を断ち切らないといけないんだろうということで、それらについてどこかに書いてあるのかどうか。それらの取り組み、考え方について意見、お考えがあればお聞きしたいと思えます。

2つ目は、虐待入院ということもテレビの報道でありまして、病気が治っても乳児院であるとか児童養護施設の空きがないので、半年も病院で待機しないといけない。要は、子供にとって成長の時期で、勉強だとか学ぶ機会というものが奪われているんだ。そのような話がありましたので、それらへの対応というものをどのようにお考えになっているかということです。

最後、3点目に保育士の充足状況ということです。これも、東京都は積極的に処遇改善ということで4万1,000円上げていくということは評価していきたいと思えますけれども、これもまだほかの職種と比べると10万円ぐらい低くて、そのうちの4万が上がったということで、まだこれを拡充していかないといけないかなと思っておりますが、人材が増えてきたのか、離職率が高かったのもとまってきたのか、それらの実態について状況をお教えいただければということでもあります。以上でございます。

柏女会長 ありがとうございます。

それでは、それぞれ部局が全部これは所管が違ってしまして、一つ一つ答えていただくと時間がかかってしまいますので、最後ということをお願いをしたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

小俣委員、お願いします。

小俣委員 子供の貧困対策の調査は、とても参考になるものだと思います。そこで、先ほど、今年度は貧困の項目を設けて力を入れていくということだったんですが、参考

資料の御報告にありました11ページ、子ども食堂とかフードバンク、子ども食堂がとて重点というか、知られてきているというお話がありました。ただ、まだまだ子ども食堂とかフードバンクを利用している自治体は少なく、実態として我が市でも民間がちょっとずつやり始めたりしていると思うんですが、知る前にないと思うんですね。まだまだないです。

それで、親子連れが行ける集いの広場とか、ファミリーサポートの事業に本当に力を入れて、自治体に何力所つくっていくとか、あとは貧困層の子だけではなくて、すごく子供の心の居場所というか、そういうふうになるような場所を数値目標を掲げてつくっていくというお考えはあるのでしょうか。

柏女会長 ありがとうございます。子供の貧困対策関係です。ほかにはいかがでしょうか。

では、松田委員をお願いします。

松田委員 大変、参考になりました。大きく3点、少し質問や意見などを言わせてください。

1点目は、子供の貧困の対策です。非常に重要だと思います。その上で、参考資料2で御説明いただきましたが、これは都内の4つの自治体の調査ということになっておりますが、都の全体像はわかるのかという質問でございます。それは、全体像を時系列で見えていきまして、どのような施策で貧困率が改善するかどうか、そのようなチェックが必要かと思ひまして今の質問をさせていただきます。

2つ目は、できましたら他府県も同じような調査をされていると思いますので、他府県と比較して東京都の現状はどうなのか、よいのか、悪いのか。この貧困の問題に対して、その情報もあわせていただければ幸いです、これが1点目です。

2点目ですけれども、保育の話です。参考資料3で、この間、東京都様がかなり積極的に保育の拡充、待機児童の解消に努めたということがわかるかと思ひます。その上でなのですけれども、先ほどの川下委員の御意見に私も賛成でして、今、待機児の数がやはり注目されておりますが、一方で空いている数もある。

つまり、定員があり、利用実数があり、もちろん待機児がいて、結果的に一杯なのか、空いているのかという3つの段階の数値があるはずなんですけれども、その数値をまずは出していただくということが必要ではないかと思ひます。東京都の全体像がわかる。つまり、全ての年齢層、全て逼迫しているのか、空いているのか。恐らく、空いてきているはずだと思います。

今のお話を申し上げるのは、私の大学は愛知にありますけれども、名古屋市が4年連続で待機児が4月1日でゼロになっているんですが、最近の話題として新設をどんどんしているんです。それで、60%ぐらいの定員しか埋まらなかったという事例がありまして問題となっていると報道がなされています。ですので、地域によってかなり違うのではないかと。それがわかりますと、東京都全域でこの話を展開するのではなくて、

やはり重点を絞って議論するということが必要ではないかと思えます。

あわせて、そうなりますとこの地域別というものがせめて欲しいわけです。東京都は1,000万人自治体ですので、幾つか性格の違うエリアを持っております。ある程度、地域別にそうした状況がわかると、今後の対策になるのではないのでしょうか。

それに関する少し懸念としては今の参考資料3の表4です。恐らく、東京23区以外ではかなり人口減少が目前に迫っていることを示す表であると思えます。就学前の児童人口は「 」がたくさんついているということは、保育サービスというものがかなり過剰になってくる地域が既に出てきてはいないだろうかということでございます。

あわせて、保育に関してもう一つのテーマを申し上げさせていただきますが、この保育にかけている都及び自治体の予算というものは数値として示されていらっしゃるでしょうか。

といいますのは、私はほかの自治体のこのような関係の委員もしているのですけれども、自治体は恐らく構造は変わらないと思えますが、保育にかける予算が余りに多くて、ほかの貧困対策ですとか、様々な保健福祉ですとか、その予算を削らざるを得ない自治体も出てきているわけです。

ですので、何を言いたいかといいますと、先ほどの定員の数も含めまして効率的に保育運営ができるのであれば、東京都様もそのようなことをすべき時期にはないかという質問です。それが、貧困対策を拡充するのに予算配分にもつながると思えます。

最後にもう一つ、意見を言わせてください。資料5です。この中で、新しく位置づける企業主導型保育事業というものがございますけれども、別途配付されている参考資料3におきましても、企業主導型というものはほとんど利用されていないというのが実態ではないかと思えます。

あわせて、私が前職のときに事業所内保育所を全国のものを調べた調査もありますけれども、企業主導型ともてはやされておりまして、定員割れを相当起こしている。かなり無理をしている状態ですので、ここに期待するのではなく、やはり認可保育所ならば認可保育所、公的に整備していくことが必要ではないかと思えます。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。3点について、御質問と御意見を頂戴いたしました。また、後ほど御回答いただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

では、市東委員お願いします。

市東委員 市東です。先ほどアンケートの結果を拝見させていただいて、思うのですが、かなり子供の貧困というのが大きな問題になっていることはわかっていますけれども、私は学校や公民館などに入入りしている中で、貧困だという子が見にくい状態です。学校は要保護家庭として掴んでいると思えます。私達も関わっている家庭、子供もいますけれども、では他にどの子が、クラスには何人かいるわけですがけれども、なかなかその辺が見えてこないのはどうしてかなという思いがあります。

それからもう一つは、東京都の施策をいろいろ考えていらっしゃると思いますが、こ

の施策をつくると同時に、どのような広報をしていくかということを考えないと、先ほどのアンケートのように貧困世帯に届かないという思いがいたします。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

では、樋口委員お願いします。

樋口委員 児童発達センターめばえ学園の樋口と申します。

私は、地域包括ということで考えていきましたときに、先ほど出ましたファミリーサポート事業ということでも、障害児やまたご兄弟を含めた家族をどう支えていくかといったところで、お母様たちがそのサービスの内容を理解していきにくい。また、そうしたサービスがあるということ自体も知らないという状況が多くあるように思います。それはかかわる関係者のほうでも周知の仕方や、そうした理解を促していくということは非常に大事なことです。行政として、もう少し主導型でお母様たちに浸透していけるような、そのような状況に持っていけないものかと、日々感じているところです。

そのあたりは、説明会も含めてですが啓発や周知等の仕方を、もう少し具体的に考えていただけるといいかなと感じています。

柏女会長 ありがとうございます。障害関係については、この子供・子育て支援総合計画の中で障害を持った子供たちを多く受け入れていくことができるように、その計画数値目標なども出すということに国の指針ではなっております。

例えば障害であれば、障害の子供たちがファミサポをどのくらい利用できるようになるのか。そうした数値などもこの事業の計画の中で入れていくということにもなっておりますので、そういう意味では、別の審議会、検討会で障害児福祉計画というのを作っていらっしゃるだろうと思いますけれども、それを次回にはこちらに報告をしていただいて、こちらの計画の中にもそれを盛り込んでいかなければいけないということになりますので、是非そのようにしていただければと思います。

その中では、特別支援学校の関係についても是非こちらの計画を出していただいて、その経過を、特別支援学校がこのくらい広がっていくのならば放課後とデイサービスをこのくらいにしなければいけないし、それから放課後児童クラブ、学童クラブで障害を持った子供たちをどの程度受けていかなければいけないのか。そうしたことも、こちらの計画の中で考えていかなければならないと思いますので、両会議の交流をしっかりとっていただければと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

では、松原副会長お願いします。

松原副会長 昨年、児童福祉法が改正をされました。それで、今年も改正されているんですが、特に昨年の改正は大きな変更であったと思います。

この総合計画は、もちろん子供・子育て支援法に基づくものですから、それによってたつ計画だというのは十分承知しているのですが、根幹のところでは児童福祉の理念が変わりましたので、その整合性を幾つかとる必要があるかと考えております。

まずは、特に第1条、第2条の部分をどういうふうに個々の総合計画に反映させるかという課題があるかと思ひますし、それから具体的なことで言ひますと、まず家庭における養育というのを重視する。このことについては、総合計画の中でも一般的な子育て家庭も含めて子育て支援の充実が書かれておりますから無理ではないと思ひますけれども、それが無理であった場合に家庭養育を提供するというこゝで、東京都が考へている家庭的養護と家庭養護、こゝを区分して示しております。家庭養育が無理であれば家庭養護、そして家庭的養護ですね。

そのことが、例えば125ページのところでは、東京都の場合は家庭的養護に一括りにされておりますので、この部分は分けて考へると同時に、これは法律改正ではありませんが、8月2日にはビジョンという少し刺激的な報告書が出ております。

こういったものについて、東京都はどう現実的に対応していくのか。これも、国のほうは数値を挙げておりますし、東京都のほうも別の報告書で数値を挙げていたりしますので、一体これはどういうふうに考へていくのかということをはっきりさせる必要があるかと思ひます。

3点目ですけれども、昨年の法改正の議論の中では母子保健との連携というのがかなり論議をされまして、産前産後母子ホームというような施設案も出ましたが、やはり児童福祉施設である母子生活支援施設が社会的養護の施設の中に組み込まれているはずなのですが、どうしてもこういう計画の中に出てこなくなってしまう。

しかし、これも家族を支援するという一つの形ではありますので、これを計画の中に具体的に権限をさせる。そういうことが必要ではないかと思ひます。

あとは、こゝはもう少し時間を見てもいいのかなと思ひますけれども、特別区が児童相談所開設ということを目指して、先行3区が今いろいろな努力を重ねていらっしゃる場所ですので、これはそのプロセスを追うということ言えば、中間見直しというよりは最後のまとめのところで評価をしていただいてもいいのかもしれませんが、注視をしていく必要があるのかなと思ひます。

特にそれぞれ国のほうは数値目標を挙げておりますので、それをどういう形で東京都は捉え直していくのかということもお考へいただきたいと思ひます。以上、意見でした。柏女会長 ありがとうございます。松原副会長は東京都児童福祉審議会のほうの会長を務めていらっしゃいますけれども、そこで東京都は家庭養護の目標を全国で唯一、設置していない自治体なので、設置するようにという報告をついこの間、出したばかりですので、それを受けての御意見だろうと思ひます。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では、吉岡委員お願いします。

吉岡委員 よろしくお願ひいたします。私は、東京都小学校PTA協議会から小野関会長にかわりまして今回から出席させていただいております。以前は、世田谷区の小学校PTA連合協議会の会長をしておりました。実は、今は学童クラブでパートをしている

ものですから、今日のこのお話は大変興味深いといえますが、参考になるところです。

それで、表4にありますように世田谷区は毎年子供が増えているということもありまして、東京都全体ということとまた少し話が違ってしまふかもしれないんですけども、私の今の考えをお聞きいただきたいと思ひます。

実は今、女性も働きましようということて働く女性が大変増えてまいりました。そうしますと、要するに保育園から学童クラブに入ってくるんですけども、今は夏休みですが、朝8時15分から夕方6時15分までお弁当を持って子供たちは毎日学校にきております。そして、総合職をとっているお母さんも多いようで、6時15分ではお迎えが間に合わなくて別の方、ベビーシッターさんがお迎えに來られるケースもあります。それが、小学校の1年生から3年生です。その後の4年生からは学童クラブがありませんので、世田谷区の場合はBOP、ベース・オブ・プレイングということて学校に5時まではいられるんですけども、その後はお家で1人でお留守番をしているという話を聞くところなんです。

そうしますと、本当に家庭における養育というところでは親子の時間というんでしょうか、そういうのがどうなんだろうなと思うところがありまして、要するに昼の時間、私たちが子供と話している中で御家庭のことを聞く機会があり、そういったときに、お母さんに本当は言いたいのだろうなというようなことも、お母様もお忙しくて子どもの話をじっくり聞けない。それは子供にとっても大変負担な部分と、親にとっても、子供のこともしたいけれども仕事も大切であるということて、子育ての時期の働き方というところて、子育てだけではなくそちらのほうにも関係してくることだと思ひています。

そしてまた、例えば学校の授業の理解度につきましては、やはり塾に行っているお子さんは先に先に、授業より先のことを習ってきておりますので理解ができます。初めて教科書を開いて先生の話から理解しようとする子供たちとは差があります。そこがやはり難しいなと感じておりますので、学校内で補講していただけるというのは大変ありがたいことだと思ひます。

私ごとて恐縮ですけども、私は子供が小学校までは働かないと決めておりました。そうしますと、主人1人のお給料だと塾へ通わせるのはなかなか厳しいものがありましたので、そういうふうて育ててまいりましたけれども、ここにきて、今はもう高校生なんですけども、本当はどちらがよかったんだろうか。子供にとっては、私も働いて塾に行かせたほうがよかったのかしらとか、いろいろな思ひがめぐるところではあります。

子供を育てるといふのはいろいろな状況もありますけれども、母親が子供を育てるといふこと、また東京で子供を育てるといふこと、その辺につきましても、今はイクメンでお父様が学童も朝のお見送りとかお迎えとか、もちろん保育園もですけども、前、後ろに子供を乗せて自転車でお父さんが保育園に送っている方もたくさん見受けられますので、夫婦で子供を育てるといふことも大変いいと思うので、特にこれという意見ではございませんが、現状を皆さんにお知りいただきながらお話を進めていただけるとありが

たいと思います。ありがとうございました。

柏女会長 ありがとうございました。子育ての実情についての御報告をいただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、濱崎委員、次が田口委員でよろしいですか。

濱崎委員 濱崎です。よろしく申し上げます。

少し疑問点があるのでお聞きしたいと思います。参考資料2の48ページの「生活困難層の割合」というところで、今、世帯タイプ別ということで表をいただいていると思うのですが、これは現状で国などの助成金をもらっての生活困難者ということになりますでしょうか。

私のほうで何点か疑問点がありまして、ひとり親世帯の方というのは月9万ぐらい助成金が出ているような気がしています。その中で、9万円プラス病院代もただ、教育費もただ、水道代も割引が利きます。JRも割引が利きます。テーマパークの宿泊券なども出る状態の中での対象者がこれぐらいまだいらっしゃるということは、親御さんは働いていらっしゃるのかなということがすごく疑問になりました。

私も、母子寮から出た人間でございます。母子寮の中では、やはり精神的に働けない方もいらっしゃるんですが、現状を見ていると遊んでいらっしゃる方もおられるかと思えます。そういうお母さんたちを見たお子さんたちが、働かなくてもお金がもらえて生活ができているという状況を見たときに、その3世代目という表になると思うんですけども、そうすると連鎖されていくのかなというのは、今後の日本の未来に対しての投資にしては少し考えていかないといけないところではないかということで今、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

柏女会長 わかりました。ありがとうございます。それでは、母子生活支援施設の話も質問の中には出ていますので、それらも含めて後で今の御質問についてもお考えを述べていただければと思います。

では、田口委員お願いいたします。

田口委員 家庭的保育者連絡会の田口と申します。ちょっと遅れて来たので、もしかしたら重複して聞いてしまうかもしれないのですが、そのときは申しわけありません。

まず1点目は保育士のことなんですけれども、やはり処遇改善ということで保育士一人一人への給料というか、そういうものは少しずつでも上がってきているというのはわかっているのですが、保育の質の低下が懸念される部分があって、金額を上げてただただ数を増やせばいいのか。子供を預かるに当たって、それでいいのかというところが1点です。

あとは、私たちは家庭的保育なので、子供1人についての運営費という形で補助が出ているんですけれども、保育園がたくさんできているということで、そこで子供に実際問題、空きが出てきてしまっているんです。そうすると、例えば子供1人の運営費だけ

もらって、朝早くから夜遅くまで1人だけ預かって、1人だけの運営費で自分はフルタイム1カ月まるまる働かなければいけない。

そうすると、施設の費用は全部同じなのに自分たちの給料はゼロで、でも預かっている。仕事は辞められない。そういう実情があることを踏まえて、保育士の給料だけ上げることを考えているのであれば、先ほども話が出ましたけれども、そういうところを全部区なり都内で考えて、空きが出ないようなぎりぎりの待機児童政策というのを考えていかないと、ここは作れるから保育園を作ればいい、周りに空きが全部出ているというふうになると、結局、質の低い保育園ばかり数を増やして、あちこち空きが出て、どの運営もうまくいかないというふうになるよりも、ちょっと大変かもしれないですけども、地域ごとにその辺を策定してきっちりと空きが出ない、いい質の子供に見合った保育ができる数の保育園を整えていくということが将来的には大事ではないかというふうに常々思っております。

2点目は、先ほどからちょっと出ている貧困のことなんですけれども、最近民間で子ども食堂とか、無料塾とか、いろいろできているのですが、実際そこは使えていなくてもっと困っている人のほうがいるのではないかと。中間層と言ったらいけないんですけども、貧困までいかないくらいで使える程度のお子さんが使っていることが多いように見受けられるのと、あとはそこに提供してくれる食材とかが山積みになっているのを見ると、実際は子供に見合っていない食材がすごくきている。

賞味期限が切れるのに廃棄できないものがそこに山積みになっている気がして、そういうこともそれで提供しているという形になってしまっているのも、そういうところを誰かきっちり監視する制度みたいなものができていかないと、これから先いいものにはなっていないのではないかと。ただ企業の要らないものだけ確保している場所みたいになってしまうので、子供にとっては余りよくないのではないかと。というので、やはりきっちりとそういうことを一括して見ていただける行政というか、場所が欲しいなということを感じました。

あとは、ファミサポもそうなんですけれども、貧困家庭への支援ということで、今は一律1時間幾らという形になっているので、それをただファミサポで子供を預けるのではなくて、行政のほうでファミサポを利用できる費用を一定額補助するとか、本当に困っている人がファミサポを使えるような形ができていけば、周りには余り目立たずにファミサポとかを利用できるし、軽い障害のあるお子さんとかもそういうものを利用することで余り周りに目立たずに、意識がなく使えるようになるので、全体的な枠の中で考えていただけたらいいなと思っています。

あとは、ちょっと先ほどの意見の補足なんですけれども、やはり生活保護に関しても知り合いの方からいろいろ聞いたのですが、生活保護をもらっているほうが働くよりも楽だから働かないという方が増えているということもあるので、働き出した方が働くのが嫌にならないような生活保護の仕方というか、働いているほうが生活保護より悪い、

大変だというふうにならないような保護の仕方もこれからどこか検討する場所ができたらいいかと感じております。

まとまっではないんですけども、以上3点です。ありがとうございました。柏女会長 御意見も含めていただきました。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

では、小俣委員お願いします。

小俣委員 私は、地域でNPO法人の24時間対応の訪問保育サービスをやっているんですが、今、皆様方の御意見を聞いて私としてはとても悲しくなりました。

ひとり親のホームヘルプ事業もやっていますが、ひとり親の補助金はもらっていますが、やはりパート労働にしかつかなかつたりとか、御自分自身が病気でなかなか働けない状態で補助をもらおうと、その補助は生活とか家賃とかに全部消えていって、いろいろな職業があるのでパートについている人は本当にとっても苦しいです。それと、生活保護世帯の方々もたくさんいますが、実際は自分は働きたい、普通の人のように暮らしたいとお母様方は皆さん思っています。でも、働けない事情、精神を病んでいたりとか、特にDVだったりすると、母子寮を出て自立してもなかなかうまくいかないです。

子供も傷ついているので、貧困の連鎖を断ち切るということを東京都が重点課題とするならば本当に本腰を入れてやらないとできなくて、私たちは地域住民が8日間の研修を受けて修了テストもやって、ボランティアで誰もが無料で利用できるホームスタートというのをやっているんですが、それはイギリスの国の事業で貧困対策だったんですね。

それで、行ってまずは一緒に家庭を整える。子育ての仕方をやる。どこのスーパーで買えば安いとか、家計をどうやってやり繰りするかというのも、ボランティアの人がその家庭を担当してやっていくんです。

そこでは、サービスの仕方がわからない人がたくさんいます。では、どんなサービスを使ったらいいかというのを教えるんじゃなくて、一緒に調べたりとか、一緒に実際に市役所に行ったり、保健センターの保健師さんの話を聞きに行ったりとか、一緒に調べてお母さんがとても力をつけていきます。そういうものもあります。

あとは、ファミリーサポートもやっていますが、ファミリーサポートはやはり自治体によって格差があります。それは仕方がないことだと私は最近思っているんですが、清瀬市の場合は1万円のクーポンがあって、4歳の誕生日までそれを自由に子育て支援に使えるので、ファミリーサポートも無料の500円チケットを使って、障害があろうがなかろうが使えるというふうになっています。

それで、ファミリーサポートのほうは東京都では障害児の方や病気の時も使えるという方針をきちんと出しているんですね。ただ、自治体でやっているファミリーサポートの団体がそれをやる力があるか、ないかということと、その力をつけるような自治体と連携できる団体が必要だと私は思っています。

あとは、貧困の場合もひとり親の家庭とかに訪問保育なので、家庭の中に訪問に行く

と、子供の貧困が見えないと言っていましたが、私たちは見え過ぎるくらい見えていて、本当に様々な状況があります。

あとは、就労支援とかも必要だとは思いますが、その就労支援までいけない。常に子供がいるので、就労支援のためにどこかに通うというのが大変なので、自治体でファミリーサポートでもいいですから自治体で預かってあげて、就労支援の場所に行って預けるじゃなくて、子供連れで就労支援の場所に行く、それこそが大変なので、そういう一つ一つの家庭に合った細やかな支援をしていくことが必要かなと思っています。柏女会長 ありがとうございます。

それでは、成澤委員お願いいたします。

成澤委員 文京区長の成澤でございます。

先ほどの参考資料の数字でも見てわかるように、各自治体が東京都と協力して努力しているにもかかわらず、なかなかフルスペックの認可保育園ばかりではなくて、例えば小規模保育所の数が非常に増えてきているということは事実だと思いますし、これからも小規模保育の割合というのは増えることはあっても減ることはないんだろうと思います。

その場合、いわゆる連携施設をどうするのかということが重要になってくるわけですが、小規模保育所の場所ですらつくるのが難しいのに、認可保育園や認証保育所もいっぱいなのに、連携施設の受け皿が小規模保育所の増加の割合に比例して各自治体で確保できるのかという点と相当難しいだろう。また、短期的には相当難しいだろうと思っています。

では、そこをどこが埋めるかというと、幼稚園が認定こども園化するか、3、4、5を預かるような新たな施設体系をつくっていくか、いろいろなやり方はあるんだろうと思いますが、例えば3歳児以降を単独で何らかの施設をつくらうとすると、公定価格的には完全な赤字になりますので、そこを東京都と基礎自治体、区市町村の努力によってどう埋めていくのかというような制度設計ですとか、幼稚園が認定こども園化していただくための移行支援の体制強化ですとか、その辺を是非今度の計画改定の中で盛り込む必要があるのではないかと考えております。

それともう一つは、子供の貧困についてです。東京都が様々なメニューをつくっていただいているおかげで、区市町村もそれに合わせてメニューの拡大に努めておりますが、子供の貧困は極めて地域差も大きいというのは皆さんたちも御案内のとおりで、私ども今回「こども宅食」というプロジェクトを新たに立ち上げますが、これはふるさと納税を原資にしているので、基本的にその補助を必要としている制度設計ではありませんけれども、各自治体が様々なそれぞれの独自施策をやってくるときに自治体からどれだけ投入できるのかという問題は、それぞれの自治体が抱えるだろうと思います。

そのときに、東京都が果たすべき役割というと、子供の貧困にかかわる区市町村向けの包括補助事業を財政当局に福祉保健局として要望していただくとか、もしくは福祉保

健局として、23区で言えば財調でしっかりと算定するようにということを局として意思表示をしていただくとか、そういうことが必要なのではないかと思います。

中長期的な話ですが、東京都のいわゆる0歳から14歳の年少人口は既に転出超過になっています。保育園の待機児童対策でこれだけ苦労していながら、14歳までの間には、23区で言えば年少人口の転入超過が4区、残りは転出超過ですから、この状況を見て今後どうしていくのかというグランドデザインみたいなところの話をどこかでする必要があるだろうと思います。

この年少人口の転出超過と、あとはたしか30代、いわゆるその親の世代ですね。30代も、東京都は既に転出超過だと思います。いわゆる生産人口がどんどん減っているということに対して、子育ての場からどう考えていくのかということを議論する場がどこかでつくられるといいなと思っております。

柏女会長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

たくさんの御質問もいただいておりますので、あと5分ぐらい御意見を頂戴した上でと思います。

では、内野委員、桶田委員、そして岸井委員ということでお願いいたします。

内野委員 今、成澤区長から幼稚園のことまでいただきましたので、東京都私立幼稚園連合会を代表いたしましてちょっと触れたいと思います。

まず、認定こども園化を実は私どもは約800の幼稚園、今なかなか認定こども園に行こうというところに進んでおりませんで、85%ぐらいはこのままの私学助成にいたいという要望がございます。これはいろいろな事情があるかと思うのですが、1つにはやはり待機児童が多いところは幼稚園も入りにくいという状況があって、幼稚園の保護者層がなかなか認定こども園化を望んでいないということもございます。

そんなところを受けて、東京都は知事を筆頭に幼稚園を活用した3歳児以上の受け皿ということで、T O K Y O子育て応援幼稚園という新ジャンルを立ち上げていただきまして、なかなかまだPRが進んでいないところではあります。今年度の予算づけをしていただいて、預かり保育を充実して長期間の解消、そして長時間の解消、働く保護者の方々が2号の認定を受けずにそのまま幼稚園に通い続けることのできる、そういった幼稚園をピックアップして、エントリー方式でホームページ等で保護者の働く御家庭の方々に利用しやすいように御案内をしていく。

そういう意味では、認定こども園との一般の幼稚園の中2階的な存在として一時預かりを利用して独自の予算をつけていただいている。この幼稚園が小規模保育所と連携施設になって、その小規模保育所から毎年3名以上の園児さんを受け入れて、定員をちゃんと用意して受け入れた場合には、さらにそこに1人当たり幾らの人件費ということで約400万円を東京の独自予算で用意してくださる。

そういったような仕組みもできているところがございますが、実はこの一時預かりの委託をするかどうかというのは、区市町村の事業によってでございますので、基礎自治

体さんによっては幼稚園がやりたいと手を挙げて、なかなか私学助成の園には一時預かりは委託しないというところもあって、皆さん苦労しているところでございます。そんなところがうまくマッチングできるように、東京都の私学部の皆様には御苦労いただいて、一緒にこの制度を何とか進めていきたいと思っているところでございます。

もう一つ、認定こども園で今日は小山委員もいらっしゃっていますが、小山委員が前から言っているところでございますけれども、認定こども園になると今度は利用助成ということもあって、保育所的なしっかりとした受け皿としてカウントされるところがございますが、残念ながらまだ幼稚園なのか、保育所なのか、ちょっと中途半端なところがありまして、例えば3号を受ける、2号を受けるというところにおいては完全に利用調整を経て認可保育所と同じような保育の受け皿となるのですが、一法人については幼稚園と同じように自由に援助を得ることができる。これが、11月1日に1号児は決まるんですね。

でも、大体の認可保育所というのはその後利用調整を経て年内ぎりぎりか、年が明けて内定が出るというところがございますので、学級編制ができないという非常に現場的な問題が出て、幼児教育の専門的な施設として行ってきた幼稚園にとって大事な学級の編制ができないというところがあります。

それからもう一つ、幼保連携型認定こども園は保育教諭という保育士の資格と幼稚園教諭の資格と両方持つということが前提になっておりますけれども、国の基準では同じ処遇改善がされるのですが、東京都の処遇改善は実は2号の人数分しか出ないので、認定こども園と認可保育所では例えば1号の多い認定こども園は処遇改善が薄まってしまっていて、同じ人数で言えば2分の1に薄まる。幼稚園出身のところは大体1号児が多うございますので、それが2対1ですと3倍に薄まってしまおう。

そうすると、処遇改善という意味では認可保育所にはやはりかなわなくなるところがあって、なかなかメリット感が東京においては出にくいという状況がございます。これについても、こんなことがあるというふうにちょっと頭にとめておいていただければと思います。以上でございます。

柏女会長 では、桶田委員お願いします。

桶田委員 国公立幼稚園長・こども園長会から参りました桶田と申します。

まず、現状と、それからどうしたらいいかということでお話をしたいと思います。都の園長会で確認したところ、今、園数としては171園として少ないのですが、預かり保育を40%以上の園がやっておりますので、公立幼稚園・こども園は、3歳から5歳までの待機児対策に少しはお役に立てていると思います。自園の努力で一時利用の預かり保育を行っている園も多くあります。

もう一つは公立幼稚園・こども園は、就園前のお子さんたちの通える場所、親子の方が安心できる場所ということで地域の方に園を開放しています。

今お話を聞いて、子育て不安を解消して虐待予防を、という意味もあって、遊び場だ

けの提供ではなく私たちは関わっているのですが、貧困からくる虐待もあるということも視野に入れていないといけないということは持ち帰って園長会でも伝えたいと思います。幼稚園・こども園は教育の施設ではありますが、福祉的な意味がとても強い活動もしている、子育ての支援の場として活用できるということは皆さんにもわかっていただきたいと思います。

その子育ての支援のためにはやはり人的な支援もないと、園の教員だけではとてもそこまで回りませんので、保育と教育がうまく絡まっていくよう、ご支援いただきたいと思います。

それから、この間、全国の園長会の総会で文科省の幼児教育課長から、「子育て安心プラン」というものを安倍首相が提案したというお話があって、2歳以下の子供たちも幼稚園で受け入れることができる体制ができたというようなお話が出たのですが、それがその後どうなったのか。それがこの貧困の問題や、私たちの園でできることに何かつながっていくのかというあたりは、都はどのように考えていらっしゃるのか。まだ全然関係ないのか、できたら伺いたいと思いました。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。

では、岸井委員をお願いします。

岸井委員 ありがとうございます。私のほうからは、保育の質の向上につながる人材確保ということです。処遇改善は随分東京都さんも努力してくださっていい方向にいているとは思いますが、もう一つの柱である研修です。研修に関して、非常勤とか非正規とか、様々な呼ばれ方をしている短時間、アルバイト、パート、介助、そういう方々も実際には子供と直接触れますし、学校、小学校以上の授業の補助、あるいは介助員の立場と比べて、保育の特殊性から見ると、介助員の方の子供の教育に与える影響は小学校以上とは大きく異なると思われます。いろいろな意味で研修の網の目からもれてはいないでしょうか。本当にパートの方たちが入っているのだろうか。その実際がどうなっているのか。

今の保育の現場は非常勤とか短時間の方たちを抜きにしては回らない状況になっている。そういう状況の数的なものが出てこない。

時間にすれば短いからということかもしれませんが、子供と接する時間、例えば今、幼稚園の保育時間は5時間と考えて、5時間の中で子供がいる間だけかかわる人というのは子供にもものすごく影響があるわけです。それで、勤務時間8時間の正規職員に比べて5時間、あるいは4時間しかかかわらないから研修は半分でいいかということそうではなくて、子供には全面にかかわっている。しかし報告書の中で、実際の数字が見えてこない。あるいは研修の対象者になるか、ならないかというところが余り見えてこない。その辺について伺いたいと思いました。ありがとうございます。

柏女会長 ありがとうございます。もう5時を回りましたので、ここでちょっと切らせていただきます。そして、今までいただいた、特に御質問の部分について事務局の御担

当のところから御回答をいただければと思います。その後、もし時間が残りましたら、それらを受けて包括的に御意見も1つ2つくらいになるかもしれませんが、頂戴できればと思います。

では、よろしくお願いいいたします。

子供・子育て計画担当課長 それでは、いただきました御質問につきまして、担当ごとにまとめてお答えさせていただきます。必ずしも御質問いただいた順番ではございませんが、御了承願います。

では、まず私のほうから、最初に村上委員からいただきました就学前教育については、現計画の99ページ、目標2の「乳幼児期における教育・保育の充実」に記載しております。この時点で実施しております施策を掲載しております。

今後この間に新たに実施した施策や、今後の施策について、必要に応じて中間の見直しのときに盛り込んでいければと思っております。

次に、就学前児童人口の推移について、また保育サービスの地域格差等について、松田委員を初め様々な委員の方から御意見をいただきました。都が今回中間の見直しをしますように、区市町村も中間の見直しについて検討しています。国の示した中間年の見直しの作業の手引きのポイントとしましては、昨年4月1日時点の支給認定区分ごとの子供の実績が量の見込みよりも10%以上乖離がある場合は原則として見直しが必要とされておりまして、年度当初に確認したところでは多くの自治体が見直しを検討されています。

見直しに当たっては、最新の自然増減と社会的増減を踏まえて数を補正することとされておりまして、次回の会議で可能な範囲で区市町村の計画の見直し状況についても報告させていただきたいと思っております。

引き続き、貧困の関係については計画課長から回答させていただきます。

計画課長 では、子供の貧困関係でございます。学習支援のお話も少しありましたので、今回資料5の132ページあたりでいろいろな貧困対策・総合政策を載せてございます。その中で「子供の居場所創設事業」、これは学習支援と子供の居場所を一体にしたもので、これを広げていくことや、教育庁のほうでも未来塾ですとか、校内寺子屋とか、いろいろなメニューを掲載させていただいております。これが1つでございます。

それから、子供の居場所ですとかファミリーサポート、子ども食堂ですとかフードバンクですとか、そういった取組の目標数値があるのかといった御質問がございました。子ども食堂、あるいはフードバンクの活用をした支援につきましては草の根で、行政の関与なくして、まずは民間の方々の支援が広がっているという現状がございます。そこに、私ども東京都といたしましては先ほど触れましたけれども、子供の居場所創設事業というものを開きまして、ここに学習支援と子ども食堂をあわせてやっていただく。

さらに、やっていただくだけではなくて、ここに支援員を配置して支援の必要な子供、あるいは支援の必要なご家庭にしっかりと支援を繋げるといった役割を持たせたいと

思っております。

これは昨年度からなのですが、今6カ所ほど補助をさせていただいていますが、これをもっともっと区市町村さんにやっていただきたい。さらに、この居場所を核にして民間の食堂さんと連携していただいた場合は加算として支援をさせていただくということを行っております。そういった意味では、区市町村さんにこの事業をしっかりとやっていただきたいという私どもの思いがございます。これが、まず1つでございます。

それから、生活実態調査のことで4つの自治体の選定のことに触れていただきました。今回は協力自治体さんを4カ所選びまして、これは区部と市部、それから東部、西部ですとか、地域的なところも配慮し、それから人口規模として全数調査ができるということも考えまして、この4つの自治体さんでやらせていただいております。なかなか東京都全体でやると、180万の子供がいる中でこの調査をやっていけるのかということろはございますので、私どもとしてはバランスをとりながら東京都内の実態がある程度浮き彫りになったと考えております。

それから、他県の状況でございますが、これは御案内のとおり、子供の貧困の指標につきましては国が相対的貧困率というものを出示しております、先日また最新の数値が出て、全体で13.9%あったと思いますが、これは都道府県別のデータはございませんで、所得で貧困の状況を見ていくという指標でございます。

一方で、私どもの調査は先ほど触れましたけれども、子供が本来所有すべきものとか、あとは経験すべきものが欠如しているというような新たな指標を盛り込んだ阿部先生と連携してのきめ細かな調査をしております。

このやり方は他県でも広がっているということでございますので、今後比較というものが少しできてくるのかなと思います。

それから、さらにこれは複数の方からいただきましたけれども、サービス支援にかかる周知、普及啓発の話がございました。非常に重要なところだと考えております。それで、私どもも今年度から子育ての情報については少し戦略的にやっていきたいと考えておまして、先ほどの調査結果、生活実態調査の中でこういった情報をどこで知り得るかを聞いたところ、学校という答えが多かった。学校からの配布物で知ることが多いということろに着目をいたしまして、今年度は教育庁と連携しまして、子育て支援情報を学校の場を活用しながら広げていきたいと考えております。

なかなかきめ細かな情報まではできませんけれども、必要最小限の情報を生徒全数に周知する機会をとらまえてやっていきたいと考えております。

あとはもう一つだけ、最後なのですが、調査のところ所得のとらまえ方がいろいろ手当関係のものが入っているかというお話がございました。これは、調査のところでは手当関係も収入に入れてくださいという聞き方をしているのですが、答える側の方がいろいろな手当を入れていたり、入れていただかなかったりとバラツキがございますので、精査した本当の給付ベースのものがあるかどうかはちょっとわからないので

すが、一応設計としては手当は入っているという聞き方でございます。私のほうからは、以上でございます。

家庭支援課長 続いて、家庭支援課長の新倉でございます。

村上委員から、病院への一時保護の委託について御質問があったかと思えます。テレビの番組で、虐待入院とネーミングされたことについては少し驚いたところがございますが、まず病院への一時保護委託の状況ですけれども、都では一時保護所の入所の状況がいっぱいだという理由で医療機関、病院のほうに一時保護委託をお願いするといったことはございません。あくまでも医療的な対応が必要という場合に限って、病院に一時保護をお願いしているところでございます。

また、病院での医療対応が一定程度終了してもう大丈夫というような、その判断につきましても、確かに現場では医療機関、病院側と児相側でまだまだ医療的に不安な部分があるといった点での考え方のずれがあったり、これは個々のケースの中で様々な状況はありますが、一時保護所がいっぱいだから入院を長引かせるといったことはないということだけお話をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

保育支援課長 続いて、保育支援課長からお答えさせていただきます。

まず、川下委員と松田委員、それから田口委員の話とも少し重なりますけれども、定員に余裕が生じているのではないのかというようなお話がございました。認可保育所は通常0～5歳までの6学年で整備をいたします。例えば、100名規模の認可保育所であればおよそ6割は3、4、5歳児の定員という構成になります。目下の待機児童が0、1、2歳に集中しているという実情もあって、0、1、2歳の枠というのはすぐに埋まってしまう一方で、3、4、5歳については学年進行を待って段階的に埋まっていく。ある意味、先行投資を当年度していったら、将来的には定員が埋まっていくのだけれども、当該年度に整備したらその初年度においては空いているという状況がございます。

もちろん、地域差で空きが生じているケースというのものもあるというふうには認識してございますけれども、新規整備の3、4、5歳児の枠の空きというのは、そのような理由のものが多というふうには認識してございます。

また、整備に当たって、地域別の対策とか把握というお話もございました。そもそも東京都の総合計画自体は、62区市町村がつくられている子供・子育て支援事業計画の積み上げでございますので、ある意味、62のきめ細かな計画の総体が東京都の計画というふうに既にはなっています。各区市町村がどのように計画策定をされているかということをお知らせすれば、潜在ニーズも含めて実態把握をした上で整備計画を立てて、区市町村さんによってはそれぞれ何丁目とか、かなりきめ細かい地域で需要を拾って整備を促進しているという実情がございます。

我々としては、保育の実施主体である区市町村のお考えであったり、整備方針というものを最大限尊重していきたいと思えますが、当然共通の課題とか、そういったものが出てくれば、東京都としての支援ということも引き続き考えてまいりたいと思っております。

います。

それから、保育サービスに投入している予算額などはデータとしてあるのかというお話がございました。いろいろな形での経理を各区市町村はしていることもございまして、なかなか把握できていないという実情がございまして。当然、東京都が関与して行っている補助事業に関しての把握はできておりますので、こういったものが今後の検討に活かせるのかというのは少し整理してみたいと思いますが、つばさに各区市町村の保育経費がわかるというような実情は今のところないというのがございまして。

それから、前後して恐縮ですが、村上委員からございました保育士の処遇改善の話でございまして。お話にもございましたけれども、今年の4月からさらに保育士の処遇改善ということで、従前27年度からの処遇改善分をあわせると4万4千円モデルでございましてけれども、お一人当たり1カ月の給与、処遇改善ということを考えて補助を開始しているところでございまして。27年度分の総括というのは昨年度してございまして、その結果、2万3千円程度の実績を確認しているところでございまして。

今後については、一定期間経過した後、また検証していくということは考えてございましてし、この計画の中で離職率ですとか定着率みたいなものをどこまで言及するかということもございましてけれども、当然アウトカムの効果として長期的なスパンの中でそういうものも検証していきたいと考えてございまして。

それから、企業主導型についてもお話がございました。企業主導型については昨年度、国のほうで始められた制度で、東京都内では昨年度100を下回るような実績だったというふうに聞いています。

一方で、今年度はもう既に同じくらいの規模の申請が国のほうに挙がっているという実情があって、お話にあったような空き枠が生じているというようなことはまだ開所していないところが多いということもございましてから、そこまでの把握はできておりませんけれども、各企業がかなり熱心に取り組まれていて、企業の中で子供を預けるということが一歩進んでいるかということもございまして、今後の状況については東京都としても注視してまいりたいと思っております。

それから、前後して恐縮ですが、定員と利用児童数の差という部分です。これは田口委員の話にもかかわると思いますが、東京都としては各区市町村において利用調整を支援するためのコンシェルジュなどの配置、そういったものも支援してございまして。利用者の声を丁寧に聞いて、もちろん認可保育所だけでなく子供に最適な保育環境をとということで、保育ママであったり、あるいは小規模保育を御案内していくといったきめ細かな調整というものは、東京都としても支援しているところでございまして。

それから、研修、人材育成についてのお話もございました。東京都として、あるいは区市町村として認可、あるいは認証保育所などに対して直接研修の提供ということもしてございまして。

一方で、国のほうで今年度から処遇改善とセットということになりますけれども、キ

キャリアアップ研修というものを開始するよう、都道府県を実施主体として行うように既に国のほうから話が出てございます。東京都としても、来年度の本格的な研修に向けて現在養成校の皆さんですとか団体の皆さんと調整、意見交換をさせていただいているところです。

また雇用形態にかかわらずというところは、事業者が仮に研修の提供を行うということとございましたら、キャリアアップ補助の対象として非常勤の方々も含めた処遇改善を求めようになったこととも関連してまいりますけれども、当然、雇用形態にかかわらず人材育成というものが重要だという認識は持っておりますので、どのような展開ができるかというものは、今後キャリアアップ研修等を中心に人材育成を検討していく中でも考えてまいりたいと思っております。

最後にもう一点、先ほど内野委員からお話をいただきましたが、東京都は子育て応援幼稚園について今年度から実質的に稼働しておりまして、それが成澤委員のお話とつながってまいります。小規模保育を中心とした整備、確かに小規模保育はふえてきてございます。連携施設の確保に向けては事業者さんの努力ももちろんですが、区市町村さんもその連携施設の結びつきに向けていろいろと御尽力されているというふうに聞いております。

そうした中で、長時間の預かり保育をできる幼稚園をふやしていこう、あるいは連携施設となってくれる幼稚園に対してのインセンティブ、そういうものも取り組み始めてございます。31年度までの計画期間がございますけれども、それまでの間に幼稚園を活用した、あるいは認可保育所の3、4、5歳の枠を活用した連携施設の促進ということで東京都としても状況を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

私からは、以上でございます。

少子社会対策部長 では、社会的養護について私のほうからお答えをしたいと思います。

松原先生から御質問がありました、児童福祉法との理念の整合性については当然図らなければいけないと思っております。

ただ、8月2日に出されました検討会報告につきましては、これはまだ大臣に出されただけで、都道府県に対して国のほうからどういうふうにつくれという通知のほうは、まだ一切説明がなされていないのが現状でございます。

当日出された内容につきまして、結局平成23年7月につくった「社会的養護の課題と将来像について」に基づいて策定された都道府県の計画、これが東京都でいうところでありまして「社会的養護施策推進計画」というものを27年度に策定しているところなのですけれども、それについてはこの「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直せというふうに一応書いてあるところでございます。

その中には、当時盛り込んでいた内容と若干違いまして、当時「家庭養護」になっていたものと今回「家庭養育」と言っている範疇が、従来「家庭養護」と言っていたものに入っていたものも除かれてしまったりとか、その辺の算定からやり直さなければいけ

なかったり、または一時保護所の改革についてのプランを盛り込めずとか、児相の設置体制への支援ですとか、区市町村の子供・家庭支援体制の構築への支援等も盛り込めということが記載されているところがございます。

それで、内容がかなり広うございますので、国の策定通知に基づいて策定していくという形になりますので、今回の東京都子供・子育て支援総合計画の改定が29年度末を予定しているところがございますので、目標値とかそういうところまでは盛り込めないというのが現状ではないかと思えます。

また、児相の設置に関しましては今、先行3区との勉強会のほかに、全区を対象にした勉強会等もやっております。その中で、家庭養育の部分というのはまだそこまできていないのですけれども、今後この国の方針も踏まえて、家庭養育について特別区でどうやっていくのかということも当然重要な議論になるかと思えますし、昨年、児童福祉審議会のほうで御議論いただいた養育家庭をどう増やしていくかというところが、やはりこの国の指針に基づきますとそのペースよりかなり大幅に養育家庭を増やしていかなければいけない。それは当然、東京都が行うだけではなくて、特別区においては養育家庭の開拓というのは子供家庭支援センターの役割と共同でやるというふうにもなっておりますので、まずその辺から始めなければいけないかとは考えております。

計画課長 簡単に、補足です。

ひとり親の方の支援についてのお話もありまして、手当をもらうばかりではないかというお話もありましたが、東京都といたしましては、就労支援ということが非常に重要だと思っております、ひとり親家庭の支援センター事業なども行いまして就労支援をしっかりとらせていただいているところがございます。

また、なかなか通っての就労ができない方の場合には、在宅就業推進事業なども組み合わせで紹介してございます。こういったことで、支援はいろいろやっているところがございます。

それから、国の施策との整合性の話もありましたが、この子育てプラン等は事項が出ているものの、制度設計の詳細は後から出てくるということで、私どもといたしましては一般論の話になりますけれども、国の施策で活用すべきところは十分に活用し、充実すべきところは充実するということでしっかりと対応していきたいと考えております。以上です。

柏女会長 以上でしょうか。

ありがとうございました。皆様方からたくさんの御意見、御質問を頂戴して、事務局のほうから御回答をいただきました。

公務で遅れていらっしゃいました清原委員が来られましたので、もし御意見がございましたら限られた時間で申しわけございませんけれども、いただければと思います。よろしく願いいたします。

清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日、長崎市に「被爆72周年原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」に出張しておりましたので、遅れて大変申しわけございません。

先ほども、既に皆様から問題提起があり、東京都さんのほうでも対応をお話しされたことと重なると思いますが、2点に絞って発言をさせていただきます。

本日の検討事項であります、『東京都子供・子育て支援総合計画』の中間見直しについては、第1に子供の貧困対策法に基づく計画としての位置づけが明確化されたことを評価したいと思います。

子供の貧困については、まず基盤となる保護者への経済面での課題が挙げられますが、こうした課題に関する施策として、例えば、「ひとり親に対する支援」、「就学援助」、「生活保護」等について、行政の各所管及び関係機関が何よりもしっかりと連携をしながら、各分野でその貧困対策をきめ細かく取り組み、連携することが不可欠だと考えております。

したがって、資料5の目標を第4の項目におきまして、子供の貧困対策の推進にかかる事業を一覧で載せていただいているということは、市町村においてもこういった事業が貧困対策にかかわっていくのかということを確認にするという効果があったと思います。

また、「子供の貧困対策推進連携部会」という横断的な組織を設置して貧困対策を検討することも大切な取り組みであると思います。

また、教育・保育の量の見込みと確保策の目標数値につきましては、三鷹市でも特に0歳から2歳児の3号認定の保育需要が当初の想定を上回っておりますので、国から示された中間年の見直しの考え方を踏まえつつ、東京都の見直しも大いに参考にしつつ、丁寧に見直していく必要があると考えているところです。

2点目を申し上げます。先ほども子供の貧困、ひとり親支援、また小規模保育等、幼稚園の長時間預かりの連携等、様々な取り組みを東京都がされているということが報告をされました。

そして、貧困対策、あるいは障害児に適切な支援をしていくときには、キーワードとして「包括性」ということが極めて重要になってくると思います。高齢者の場合には、「在宅医療と介護の連携」とか、「地域包括ケア」ということが言われておりますが、恐らく区長さん、町村長さんもこの地域包括ケアに取り組んでいる中から、私と同様に子供施策についても「包括性」ということが地域で求められているという認識を共有できていると思います。

例えば、三鷹市ではこの4月にオープンいたしました「三鷹中央防災公園元気創造プラザ」の1階に「子ども発達支援センター」、2階に「総合保健センター」、3階に「福祉センター」、4階に「生涯学習センター」、5階に「総合防災センター」があり、中でも1階の「子ども発達支援センター」は全ての子供を支援するだけでなく、障害児の保育園を移転して拡充をいたしました。

そうした中で、やはり障害のある子供たちへの適切な保育の提供や社会的養護の問題、さらにはひとり親家庭の支援ということに関しては、ほかの部署との連携が、より「包括性」を持ってきたように思います。

そこで、東京都におかれましてはこの中間見直しを受けて、来年度の予算編成にも取り組まれると思います。子供・子育て支援における包括的な枠組みについて、東京都独自の方向性というものを市区町村の私たちと一緒に提起していただければありがたいと思います。

以上、2点に絞って申し上げました。お時間のない中、ありがとうございます。  
柏女会長 ありがとうございます。

もう時間が参っておりますけれども、特別に何かございましたらどうぞ。

小山委員、お願いします。

小山委員 時間がないところを済みません。町田市なのですけれども、参考1のところに待機児229人と書いてあるんです。ですが、こども園がすごく町田市は多くできまして、実際に3、4、5歳児の定員割れをしている保育園も多くなりました。それは、地域格差がすごく今、町田市の中で出ています。

それで、町田市としての取り組みで一つ今後の参考になるのではないかと思うのは、小規模保育所が多くできています。ですが、今度はどこに3、4、5歳になったら行かなくてはいけないのかというときに、小規模保育所と一緒に保育ステーション、駅前ステーションをつくって、そこからこども園とか保育園のあきがあるところに送っていく事業を今やっています。うちも来年ちょっと違う駅でやるのですけれども、これに取り組むと地域格差を少し解消できるのと、今ある既存の施設の活用につながっていくのではないかと思います。

それと、もう一つやっているのが学童保育の一時預かりなんです。パートに出ているしゃる仕事をされている方であれば、多分幼稚園の時間内であれば学童に預けなくても大丈夫なのだけれども、夏休みとか学校が休みのときにどうすればいいのか。実は、突然去年の6月から町田市は学童の一時預かりを始めたんです。それを今、幼稚園と保育園のほうでできるということのうちも始めまして、去年はニーズがわからなかったということがあったのですけれども、普段は10人の定員で、夏休みは30人の定員で、夏休みはほぼ埋まっているような状況で、活用されている方はすごく多くなっています。

ですから、幼稚園とかあき教室があるようなところで、駅前だとなかなか事務所等であいていても、そこを活用するためには小規模ぐらいしかできないんですね。それを活用していくには、3、4、5歳児の受け皿が必要になってくる。それを解消するには幼稚園、保育園のもし定員割れがあるのであれば、それを活用できる制度をつくっていただければ十分活用できるのではないかと思います。

それから、今、短大がやっている幼稚園さんなののですけれども、そこは幼稚園の中に

小規模保育所をつくるんです。それがもし可能であれば、今度は幼稚園の活用をもしかしたら幼稚園自体がやらなくても第三者の事業者が、よく幼稚園は放課後に課外教室をやっていると思うんです。その課外教室と同じように、違う事業者が保育園と同じような事業、小規模保育所と同じような事業を取り入れてもらえればもっと解消がスムーズにいくのではないかとということと、やはりステーションの利用で地域格差を埋めるための手段の一つになるのではないかとと思うんです。

待機児は、世田谷区も解消していると言っているんです。だから、3、4、5歳児はもういいんだ。できれば0、1、2歳児の保育所をもっとつくりたいという声が出ています。そうであれば、今みたいなやり方をしていけばもっと早く解消の対象になってくるのではないかとと思うのと、今後はそういう活用をしていけば、本来保育園をたくさんつくらなくてもある程度の解消につながっていくのではないかとと思うので、参考までにこのようなことをやっている市があります。

柏女会長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。今日は、本当に生活に密着したきめ細かな視点からの御意見から、東京都の年少人口がこれから減っていく。転出超過になっているといった中長期的に考えなければいけないマクロなレベルまで、様々な御意見を頂戴いたしました。

くしくも、最初に御発言された成澤委員と最後の清原委員が、包括性が大事だということをおっしゃっていらっしゃいました。地域的な包括の必要性も考えていかなければいけないし、分野横断的なところも考えていかなければいけない。

もう一つは、施策的な包括性がないときめ細かさには対応できないという成澤委員の御意見もございました。

そういう意味では、東京都がつくる計画は先ほど事務局のほうからお話がありましたように62の区市町村が積み上げてきた。そこで、いろいろな課題や地域性がある。それを包括的に踏まえた計画でなければならぬということ言えばかなり難しいところであったり、あるいはかゆいところになかなか手に届きにくかったりすることはある程度はやむを得ないと思いますけれども、それを区市町村ができやすいように応援をしていく、そんな計画でなければならぬということを改めて感じさせられました。

また、計画の中に取り入れていくべき御意見を幾つも頂戴をいたしましたので、これについては事務局のほうで参考にさせていただきまして文章の調整、加筆修正なども行っていただければと思います。

それでは、もう一度この中間見直しの議論が11月にできるようですので、またそのときに御意見を頂戴できればと思います。

では、事務局のほうから最後の連絡があればお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

子供・子育て計画担当課長 本日は、貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

中間の見直しに関しては、本日いただいた御意見について事務局で整理して、庁内に持ち帰りまして今後見直し作業を進めていく場で参考とさせていただきたいと思います。

本日の資料ですが、資料集のパイプファイル及び子供・子育て支援総合計画の冊子については机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

本日の配付資料についてはお持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにしておいていただければ後日郵送させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

柏女会長 ほかに、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、今日の会議はこれで終了とさせていただきます。10分超過をして申しわけございませんでした。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会

午後 5 時 3 9 分